

財団法人日本環境協会

2007年12月7日

報道関係者各位

土壌汚染対策基金による助成金交付決定のお知らせ

財団法人日本環境協会（以下、「協会」という）は、「土壌汚染対策法」に基づく指定支援法人として、「土壌汚染対策基金」をもとに、同法第21条に定める支援業務を行っています。今般、協会では、この支援業務のうち、土壌汚染の除去等の費用に係る助成金交付業務として、さいたま市からの交付申請を受け、初めてとなる土壌汚染対策基金による助成金の交付決定を本日12月7日付で行いました。その内容は以下の通りです。

1. 本件の概要

- (1) 土壌汚染対策基金による助成金交付先 さいたま市
- (2) 土壌汚染対策基金による助成金額 5,000万円（費用全体の約1/2）
 ※土壌汚染の除去を実施する土地所有者へは、さいたま市より、費用全体の約3/4に相当する7,500万円（さいたま市：2,500万円、土壌汚染対策基金：5,000万円）が交付される予定。
- (3) 指定区域の場所 さいたま市西区大字指扇字五味貝戸498番、499番
- (4) 汚染地の状況

当該地は、平成19年2月23日付けで土壌汚染対策法第5条第1項により特定有害物質により汚染されている区域として「指定区域」に指定されています。指定基準を超えた特定有害物質は、シスー1、2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの3物質です。

その後、当該地の土地所有者に対して、平成19年8月29日付けでさいたま市長より土壌汚染対策法第7条に基づく土壌汚染の除去の実施が命令されており、土地所有者は、助成金の交付決定を受けた後、この命令に従って、平成20年1月より当該地の汚染の除去を実施する予定です。

2. 土壌汚染対策基金による助成金交付業務について

本助成金交付業務は、汚染原因行為に関与していない資力に乏しい土地所有者等に対して汚染の除去等の費用を助成するものであり、この助成は都道府県（市）を通じて行われます。その実施スキームは、裏面に示す通りです。

<本件に関するお問い合わせ>

財団法人日本環境協会 総務部土壌環境課 三室、堀河

TEL 03-5114-1251 Email: jea-dojo@japan.email.ne.jp

(参考)

<基金による助成金交付事業のスキーム>

- ① 国と民間からの出えんにより土壌汚染対策基金を造成
- ② 都道府県等が土地所有者等に対して助成を行うことを決定
- ③ 所定の要件を満たす場合、土壌汚染対策基金から都道府県等に助成金を交付
- ④ 都道府県等はその助成金に上乗せする形で土地所有者等に対し助成

〔 下記の数字は、対象事業費を1とした場合のそれぞれの負担割合 〕
(都道府県等の土地所有者等への助成率が3/4とした場合)

